

廃棄物埋設施設保安規定審査
審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について

日本原燃株式会社
2021年7月29日

| No | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 | 対応状況 |
|----|--|-------------------------|---|--------------------------------|--|
| 1 | 添付資料(1)では、事業間の規定の整合性について、加工施設、再処理施設および廃棄物管理施設を確認したと記載されているが、添付資料(4)では廃棄物管理施設について記載されていない。廃棄物管理施設についても整合性を確認すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設施設の保安規定の整合性について」 | 拝承。 添付資料(4)に廃棄物管理施設を追記する。 | 添付資料(4)に反映済み。 |
| 2 | P3～4の「表1 事業変更許可に係る反映事項」について、何をどう保安規定に反映したのかわからない部分が多いため、再処理の資料を踏まえて記載を拡充させること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 表1を拡充する。 | 表1を拡充済み。 |
| 3 | P3～4の「表1 事業変更許可に係る反映事項」に、事業変更許可の際に論点として挙がっていたものの中で、既に規定されているものについても、既規程として項目に挙げて整理すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 表1を拡充する。 | 表1を拡充済み。 |
| 4 | 前回7/2面談において変更認可を急ぐものとして整理していた事項のうち、今回の変更認可申請に含めなかったものについて、取り止め・先延ばしにしてもよい理由を説明資料としてまとめること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 説明資料にまとめる。 | 添付資料(5)として作成済み。 |
| 5 | 「第19条 4 (1)」について、1号はセメント固化体以外を埋設する割合を大きく変更したため、セメント固化体以外の廃棄体の片寄りについて記載している「ホ」を詳細に記載しているため、全体で片寄りが無いことを規定している「ニ」についても、変更認可申請書全体としてのバランス感を考え、記載のレベル感を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 二についても添付書類を踏まえた記載とする。 | 具体的な記載は下記のとおり。また、19条第4項(2)～(4)についても同様に、事業変更許可申請書の添付書類の記載を踏まえた規定に変更する。 第19条第4項(1) 一 埋設設備1群ごとの放射エネルギーが1群から6群までの区画別放射エネルギーの1/26を超えないこと、かつ埋設設備1基ごとの放射エネルギーが1群から6群までの区画別放射エネルギーの2/30を超えないように定置すること。 |
| 6 | 第19条～21条 設備については具体的に規定しない、運用については細かく規定するということがアンバランスである。例えば、取着性については改正後の第21条では記載されていないが、改正前では「透水性が大きくならないよう」との記載があり、工夫できる部分はあると思うため、具体的にあまり書き過ぎず、記載をしていくことを検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 取着性及び透水性については、特記して記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり 第19条第1項:第19条 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足するとともに、 取着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、 確認した結果を運営課長に通知する。 第20条第1項:土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足するとともに、 取着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、 次の事項を遵守する。 第20条第3項:土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足するとともに、 取着性(分配係数)を有する材料を用いて 覆いを施工する。 第21条第2項:土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足するとともに、 低透水性を確保し取着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、 次の事項を遵守する。 |
| 7 | 第29条について、事業変更許可申請書での記載を踏まえ、地下水中の線量を測定することについて記載すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 地下水中の線量を測定することを追記する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第29条第1項:放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水の放射性物質の濃度 及び必要に応じて線量 を測定し、(略) また、第26条にも横並びで線量の測定に係る規定を追加する。 |
| 8 | 第36条について、「放射線による放射線業務従事者及び一時立入者の被ばくを」の記載が読みづらいため、補正の際に「放射線業務従事者及び一時立入者の放射線の被ばくを」などの読みやすい記載を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 表現を見直す。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、 放射線による放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、 (略) |

| No | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 | 対応状況 |
|----|--|-------------------------|---|--|--|
| 9 | 第38条の2項は表示設備に関する条文であり、再処理等の比較して並べている条文は区域区分に関するもので適切ではない。表示設備に関しては、再処理等では別の条文に定められているため、確認して適切に修正すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設施設の保安規定の整合性について」 | 管理区域の区域区分の表示は廃棄物埋設施設保安規定のみに規定されているため、「整合性等」にその旨記載する。 管理施設保安規定等での気体廃棄物の放出時に係る測定結果の表示については、横並びを考慮し、第35条(放射性気体廃棄物)にも表示に関連する内容を追加する。 管理区域の標識については第37条で対応しているため、第38条は区域区分(細区分)の表示を行うこととし、以降の標識の記載は削除する。 なお、第46条第3項について、線量当量“等”に修正する。 | 添付資料(4)に反映済み。 なお、具体的な記載は下記のとおり。 (放射性気体廃棄物) 第35条(略) 5 放射線管理課長は、第3項(気体廃棄物の放出時の遵守事項)の測定結果を放射線業務従事者及び一時的入者が安全に認識できる場所に表示する。 (管理区域の区域区分) 第38条(略) 2 放射線管理課長は、前項に基づき外部放射線に係る線量等の程度に応じて区域区分する。また、区域区分した状況を、低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示する。 (線量当量等の測定) 第46条 放射線管理課長は(略) 3 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量等について、低レベル廃棄物管理建屋の管理区域出入口付近に表示する。 |
| 10 | 第50条の2について、「適切な措置を講じる。」で丸めた記載にしてしまうと分からない。事業規則や保安規定審査基準に記載している一般的な火災対応について、保安規定への記載を検討すること。また、事業変更許可申請の内容、他施設との整合性も踏まえて検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 事業変更許可申請の内容、他施設との整合性を踏まえて記載する。 また、添付1「火災及び自然事象等対応に係る実施方針」に具体的内容を規定する。 なお、巡視点検については第5章施設管理において計画を策定して実施していることとしており、当該条文で対応する。 | 具体的な記載は下記のとおり (火災発生時の体制の整備) 第50条の2 埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書として作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準 II」に従い作成する。 1) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 2) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を実施する。 3) 火災発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各課長は、前項に基づき、火災発生時において廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う。 3 事業部長は、前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災が発生した場合は、あらかじめ定める通報システムに依り連絡するとともに、必要な措置について協議する。 添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」概要 1. 火災、2. 自然災害等と章立てし、要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備等を規定する。 |
| 11 | 第55条の2について、他施設では第2項に通行阻害しないよう管理することが規定されているため、同様に記載を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設施設の保安規定の整合性について」 | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり (安全避難通路等) 第55条の3 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路に、避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。 2 土木課長は、廃棄物埋設地の安全避難通路に、避難方向を明示した標識を整備する。また点検路及び点検管に避難方向を明示した標識及び非常用照明設備を整備する。 3 運営課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ設置する。 4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。 |
| 12 | 再処理側には「非常時の措置」として「通信連絡手順の整備」が規定されているため、記載の追加について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり (通信連絡手順の整備) 第55条の2 埋設技術課長は、異常が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び箇所通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。 なお、従前の第55条の2(安全避難通路)は第55条の3とした。 |

| No | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 | 対応状況 |
|----|---|-------------------------|---|--|--|
| 13 | 第65条に記載の定期的な評価に用いる地下水採取孔での監視測定、類似環境下での原位置試験など、覆土完了後に実施するものについて、その計画についてどのように保安規定に記載していくかを検討しておくこと。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 第65条第1項において「計画を立てて管理していく」ことを記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり (埋設施設の定期的な評価) 第65条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 また、最新の知見を得るために試験等を行うにあたっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験の管理を行う。 なお、(略) |
| 14 | 第65条の定期的な評価に当たって、覆土完了前の地下水の監視測定結果が必要であるかどうか検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 覆土完了までは地下水水位が低く、埋設設備内への地下水の浸入が想定されないことから、地下水の水質の監視は覆土完了後から実施する。 なお、水質の分析装置の目的は、覆土完了後での地下水における埋設設備(セメント系材料)の溶脱成分の確認であり、覆土完了後に水質の分析を行うものである。 以上から、定期的な評価に対する覆土完了前での地下水の監視測定結果は不要となる。 | — |
| 15 | 「表1 事業変更許可に係る反映事項」に、今後保安規定に記載が必要な事項についても項目に挙げ、申請時期も明記して整理すること。 以下、ヒアリングで話があった事項。 ・第65条、定期的な評価に用いる監視測定の計画 ・地下水採取孔などの埋戻し | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 | 表1を拡充済み。 |
| 16 | 第26条および第27条において、変更許可申請では有意な排水量があった場合にも修復するという説明であったが、それが読み取れない。修復の判断として、有意な排水量も修復のトリガーとして読み取れる記載とすること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 第26条第1項の対象に「有意な排水量の変動」を追加する。 | 具体的な記載は下記のとおり 第26条: 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表6fに定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を埋設技術課長に通知する。 3 埋設技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 |
| 17 | 別表1のタイトルの「埋事業」は誤記であるため修正すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 「 「保守及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。」 」に修正する。 | 修正済み。 |
| 18 | 別表1のタイトルで「 「保守」という漢字が用いられているが、用語の使い方として正しいかどうか確認すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 正しいことを確認。下部要領上の定義は以下のとおり。 「 「保守」とは、既設設備の性能の維持を目的とした、経年劣化、予防保全および関係法令等により実施する修繕作業、設備更新、設備調査および埋設施設の設備に異常を認めた場合に実施する補修作業をいう。 | — |
| 19 | 別表2の「1. 固化の方法」では収着性を有することが記載されているが、(6)だけで十分ではないか。記載について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 「1. 固化の方法」における収着性の表記については削除し、(6)セメント系充填材において評価の値を担保できるよう収着性に関する要求に変更します。(均質・均一固化体以外も同様) なお、「1. 固化の方法」において「事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により…」と記載があり、各号の規定は許可を踏まえた内容となる。 | 下記のとおり修正する。 1. 固化の方法:放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に位置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、 また、セメント固化体については収着性を有するよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固化してあること。 (6)覆土完了後に廃棄物埋設地からの地下水による放射性物質の漏出を低減できるよう、収着性(分配係数)を有することが確認されたセメント種類であること。 |
| 20 | セメント材料の分配係数の担保について、今後JISの変更に伴う材料仕様の変更があった際に、どのように分配係数を担保していくのか、補足説明資料(2)に追記すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 補足資料(2)「収着性の管理方法について」 | 拝承。 | 補足説明資料(2)に追記済み。 |
| 21 | 別表15について、空間放射線量率の測定頻度を連続としているが、埋設事業として連続監視するということなのか。記載について再整理すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 適切な頻度に見直す。 | 測定頻度を「必要の都度」に修正する。 |

| No | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 | 対応状況 |
|----|---|-------------------------|---|--|--|
| 22 | 外部事象関係で、事業変更許可申請に記載している、安全上支障のない期間において速やかに修復する旨、降灰があった際に必要に応じて除灰することは、保安規定のどこと対応するのか説明すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | <p>拝承し、他施設との整合性を踏まえ、自然災害発生時の体制の整備について新規事項として追加する。 また、添付1「火災及び自然事象等対応に係る実施方針」に具体的な内容を規定する。 加工施設の記載を参考に自然災害に関する知見収集及び必要な手順への反映を追記する。</p> <p>なお、巡視点検については第5章施設管理において計画を策定して実施していることとしており、当該条文で対応する。</p> | <p>具体的な記載は下記のとおり</p> <p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u> 第50条の3 埋設技術課長は、自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書として作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準1」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置する。 (2) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を実施する。 (3) 自然災害等発生時における廃棄物埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各職位は、前項に基づき、自然災害等発生時において廃棄物埋設施設の保全のための活動を行う。 3 事業部長は、前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、自然災害等発生時の場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と協議し、必要な措置を講じる。 5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」概要 1 火災 2 自然災害等と音立てし、要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備等を規定する。</p> |
| 23 | 外部事象への対応や火災防護などについて、「非常時等の措置」で整理するよりも、設計想定事象の枠を前広に捉え、他事業の当該部分の対応も踏まえて整理する方が、保安規定審査基準への対応も含めて、整合が図りやすく一体としての管理もしやすいと思うため、対応について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | (No.22参照) | (No.22参照) |
| 24 | 元々規定していた条文と今回変更した内容との関係についても、再処理等では整理してもらっていたので、整理の考え方を再処理と相談して対応すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表」 | 拝承。 | 添付資料(3)に反映済み。 |
| 25 | 保安規定審査基準と保安規定関連条文の整理において、どの条文が審査基準にメインで対応するのか、また、その他メインではないが関係する条文を、再処理では※を用いるなどして分かるように整理していたため、対応を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準と廃棄物埋設施設保安規定変更内容の整理表」 | 拝承。 | 添付資料(3)に反映済み。 |
| 26 | 今回提示された4つの補足説明資料の位置付けについて、審査会合資料の添付資料1にぶら下げるのではなく、再処理の対応と同様に、補足説明資料として並べてもらえばよい。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 | 補足説明資料(1)～(4)を添付資料として位置づけを見直す。 なお、その概要は添付資料(1)に反映済み。 |
| 27 | 監視測定設備の更新については、どう考えているか。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 第47条(放射線測定器類の管理)において、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理または代替品を補充することとしており、対応がなされている。 なお、上記の条文は他施設とも整合している。 | 左記の内容については、添付資料(2)のうち添付2に反映済み。 |
| 28 | 埋設設備および覆土の収着性については、許可の審査会合でも議論がされてきた部分であるため、分配係数の管理について保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.6参照) | (No.6参照) |
| 29 | 埋設設備の管理について、有意な排水が認められた場合には補修を行うことを事業変更許可で約束しているため、保安規定にも明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.16参照) | (No.16参照) |
| 30 | 埋設設備からの排水、埋設地近傍の地下水などについて、濃度を測定することに加え、事業変更許可では線量も測定することを約束しているため、線量の測定について保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.7参照) | (No.7参照) |

| No | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 | 対応状況 |
|----|--|----------------------------------|----------------------------------|---|---|
| 31 | 現時点で、将来に保安規定へ規定することが確実である項目については、保安規定にいつ規定するかを明示すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 第68条として、変更が必要な項目及び時期について明記する形で新規条項を追加する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第13章 覆土完了までに定める事項 (覆土完了までに定める事項) 第68条 覆土完了までに、以下の事項に関し必要な変更を行う。 (1) 1号及び2号埋設地における点検路並びに3号埋設地における点検管の解体及び埋戻し (2) 排水・監視設備における監視を廃棄物埋設地近傍での地下水採取孔における監視へ変更 (3) 埋設地及び埋設地近傍に設置する地下水採取孔及び地下水位測定孔の埋戻し (4) 覆土施工時に行う類似環境下での供試体の設置 |
| 32 | 資料2、「P2(3)」の保安規定の適用範囲として、「今回申請する保安規定は「放射性廃棄物の受入れ開始から覆土完了まで」を規定しているもの」と記載されているが、この考えは保安規定に記載がないため、そのような範囲での保安規定であることを明示すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 ただし、QMSなど時期によらない内容もあるため、該当する章を明確にしたいうえで、適用範囲を明示する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (適用範囲) 第2条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。 なお、第4章廃棄物埋設管理及び第6章廃棄物埋設地の保安については、覆土完了までの期間に限定して適用する。 |
| 33 | 第65条の埋設施設の定期的な評価について、現行の保安規定では大枠で記載し、全ての監視測定結果を定期的な評価に用いる規定となっていたが、今回の変更認可申請の記載では覆土完了前の周辺監視区域境界付近で測定する地下水の水位が項目から抜けているため、現行の保安規定から抜けない記載とすること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 表現を修正し、漏れのないようにする。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (埋設施設の定期的な評価) 第65条 埋設技術課長は(略) (1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果(略) ハ 別図21に示す場所における地下水位の測定の結果(覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施。) |
| 34 | 第65条の埋設施設の定期的な評価について、埋設終了後に実施する原位置試験および室内試験の実施行為を明確にし、現時点で保安規定に定める必要がある事項を整理した上で、保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 原位置試験等の準備を覆土施工までに行うことを新規条項として追加する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (覆土施工時に行う類似環境下での試験等の設置) 第29条の2 土木課長は、覆土施工時において、埋設施設の状態変化を確認するために類似環境下に供試体を設置する。 |
| 35 | 火災防護および外部事象への対応について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、許可で約束した事項をどのように保安規定に規定すべきか検討し、修正すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.10, No.22参照) | (No.10, No.22参照) |
| 36 | 通信連絡設備について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、通信連絡設備を使用する際の手順の整備について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.12参照) | (No.12参照) |
| 37 | 安全避難通路について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、障害物の管理、迂回路の設定について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.11参照) | (No.11参照) |
| 38 | 放射性気体廃棄物について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、気体廃棄物中の放射性物質濃度の測定結果の表示について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.9参照) | (No.9参照) |
| 39 | 再処理施設などにおいて、許可の内容をどのように保安規定に記載していたのか、その記載内容および検討内容を十分に理解した上で、保安規定の整理を行うこと。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 再処理の保安規定の作成プロセスを確認し、埋設での作成作業へ反映する。 | (No.10, No.22参照) |
| 40 | 再処理と廃棄物管理の保安規定に記載している事項の趣旨、内容、表現ぶりをよく担当者に確認し、合わせるように対応すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 拝承。 他施設の保安規定担当者と連携をとって対応する。 | — |
| 41 | 「収着性を有する」という表現について、収着性という言葉だけで本当にいいのか、分配係数という用語は用いなくていいか検討すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 拝承。 分配係数という用語を用いた記載にする。 | (No.6, No.19参照) |
| 42 | 異常時の考え方について、再処理と廃棄物管理と整合するように対応すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 拝承。 第51条(異常時の措置)において、「異常等」の定義を追加する。 | (異常時の措置) 第51条 埋設施設において異常等*を発見した者は、(略) *：この規定において、「異常等」とは、異常及び設計想定事象に至るまでの間に想定される事象をいう。 |